

様式第5号(第7条関係)

## 誓 約 書

小豆島町長 様

私は、「小豆島町空き家バンク」の利用希望者登録に当たり、「小豆島町空き家バンク事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申し込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、「要綱」第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することがないことを誓約します。

なお、「小豆島町空き家バンク」への登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き家を利用することとなった時は、小豆島町の在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めます。

年 月 日

住 所

氏 名

## 【小豆島町空き家バンク事業実施要綱 第7条及び第9条】

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、小豆島町空き家情報利用登録申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を利用登録者台帳に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、小豆島町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳に登録しないものとする。

(1) 利用希望者が属する世帯の構成員（当該利用希望者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員である場合

(2) 世帯構成員が町税、保育料、水道料金その他の町に納付すべき金銭を滞納している場合

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者台帳の登録抹消の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないとして認められたとき。